

公共放送ワーキンググループ（第1回） 議事要旨

1 日時

令和4年9月21日（水）17時00分～18時34分

2 場所

総務省内会議室及びWEB

3 出席者

（1）構成員

三友主査、山本主査代理、内山構成員、大谷構成員、落合構成員、宍戸構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員

（2）オブザーバー

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

（3）総務省

寺田総務大臣、柘植総務副大臣、国光総務大臣政務官、竹内総務審議官、小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、林情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、岸放送政策課企画官

4 議事要旨

（1）寺田総務大臣挨拶

寺田総務大臣より次のとおり挨拶が行われた。

【寺田総務大臣】

総務大臣の寺田稔でございます。本日は、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会、公共放送ワーキンググループ第1回会合に御出席をいただき、ありがとうございます。

また、主査の三友先生はじめ構成員の皆様方におかれましては、御多用の中、リモートを含め御参加いただき、厚く御礼を申し上げます。

私自身、総務副大臣を務めていた際、当時の放送関連の有識者会議に出席をし、公共放送の在り方につ

いて、関心を持ってその議論を見てまいりました。その頃からまだ2年ほどしかたっておりませんが、この間にも若者のテレビ離れやインターネットの動画配信サービスの進展など、放送を取り巻く環境はさらに変化しております。

このような大きな環境変化の中、NHKが国民・視聴者に対して社会の基本的な情報を提供するという役割を引き続き果たすことができますよう、インターネット活用業務の位置づけなどについて、早急な検討が求められているものと承知をいたしております。

もともと、NHKのインターネット活用業務の在り方を考えるに当たっては、NHKの肥大化や民業圧迫に対する懸念の声にもしっかりと耳を傾ける必要があります。

現在、NHKでは経営のスリム化のため、業務・受信料・ガバナンスを同時に見直す三位一体改革の具体化に向けて検討が進められていると承知をいたしております。この改革を着実に進めていく中において、インターネット活用業務がどうあるべきかを具体的に検討していただきたいと考えています。

私も総務大臣として、NHKの取組状況をしっかりとチェックしていきたいと思いますが、構成員の皆様方におかれましても、NHKの改革への取組姿勢をしっかりと確認していただきたいと思います。構成員の皆様方の間で蓄積されてきた御知見と、新たな発想や知恵とを結集していただき、ぜひ有意義な御議論を賜りたく存じます。そして、公共放送を支えている国民・視聴者から納得感の得られる、新しい公共放送の在り方を御提示いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 柘植総務副大臣挨拶

柘植総務副大臣より次のとおり挨拶が行われた。

【柘植総務副大臣】

総務副大臣の柘植芳文でございます。本日は公共放送ワーキンググループ第1回会合に御参加いただき、誠にありがとうございます。

近年、ブロードバンド環境の発達やモバイル端末の急速な普及により、お茶の間のテレビを通じて、家族みんなで同じ番組を視聴するというよりは、個人が好きなものをスマートフォンやタブレット端末で視聴するスタイルが主流になりつつあると聞いております。

NHKは放送法に基づき、あまねく日本全国に、豊かで、かつ、よい放送番組をお届けするという役割をこれまで果たしてきました。そして、全ての国民・視聴者の皆様に信頼あるコンテンツを確実にお届けするという公共放送の使命は、恐らくこれからも変わらないと思います。

「温故知新」という言葉がありますが、私が長年にわたり携わってきております郵政事業も、あまねく全国にサービスを提供するという役割は「よき伝統」として受け継ぎながら、時代に応じた新たな郵政事業の在り方を模索するよう、日々続けております。

構成員の皆様におかれましては、NHKが公共放送として将来にわたって受け継いでいくべき「よき伝統」とは何か、そして、インターネット社会が到来する中で、新たな果たすべき役割としてどのようなものがあるかといった観点から、幅広く御議論いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 国光総務大臣政務官挨拶

国光総務大臣政務官より次のとおり挨拶が行われた。

【国光総務大臣政務官】

皆様、こんにちは。総務大臣政務官を拝命しております国光あやでございます。本日はお忙しい中、御参加をいただきまして大変ありがとうございます。

インターネットの普及によりまして、誰もが意見を表明しやすくなった一方で、ネット上に誤った情報や、そしてまた偽情報など、いわゆるフェイクニュースも流通しやすい状況となっております。

このようなインターネット上の課題も踏まえて、信頼性が担保された放送の果たすべき役割を改めて見つめ直し、NHKのインターネット業務の在り方をぜひ御議論いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

(4) 議題(1)「開催要綱の確認等」

三友主査から、資料1-1「公共放送ワーキンググループ」開催要綱に基づき、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の座長である自身が主査を務め、山本構成員を主査代理に指名することについて説明があった。

(5) 議題(2)「公共放送ワーキンググループについて」

事務局から、資料1-2「公共放送ワーキンググループについて」に基づき、説明が行われた。

(6) 議題(3)「公共放送の現状について」

事務局から、資料1-3「公共放送の現状について」に基づき、説明が行われ、続いて、株式会社野村総合研究所プリンシパルの松下東子氏から、資料1-4「時系列データ（生活者1万人アンケート）から読み解く日本人のメディア利用行動」に基づき、説明が行われた。

(7) 議題(4)「公共放送ワーキンググループの論点（案）」

事務局から、資料1-5「公共放送ワーキンググループの論点（案）」に基づき、説明が行われ

た。

(8) 議題(5)意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

【大谷構成員】

今、事務局などから御紹介いただいたメディアの接触時間というのは、既に2年前にネット利用がテレビ視聴を上回っており、その後も加速度的にネット利用が拡大しているという状況で、これはコロナ禍による一時的な動きと捉えるべきではなく、やはり不可逆的な変化と受け止める必要があると思っております。

そして、野村総研さんの定点観測の結果は非常に興味深いですが、Z世代が1日に5時間近くもネットを見ているということには、ちょっと驚かざるを得ないと思っております。メディアとの接触時間が増加傾向にもありますし、倍速で視聴したり、動画配信やゲームなどでテレビ受像機を使う若い世代が3割を超えていたりするなど、受像機そのものの使い方が変わってきているということも踏まえすと、大きな変化だと思っております。そうしますと、公共放送や民放を含む放送メディアが発信するコンテンツが、視聴者の「24時間」という有限の時間にどのように位置づけられるかというのは、もはや楽観視できないだろうなと思っております。

これは公共放送を含めた放送だけの危機ということではなく、社会全体の危機につながると思っております。資料の1-3(13ページ)で、2018年のNHKさんのグループインタビューが転記されておりました。この中で「自分が知りたいことだけ知っておけばいい」という意識の方が、20代では男女共に4割を超えてしまっているということですが、そのような世の中でいいのだろうかというのは、これは世の中全体の危機だと思っております。ただ、このような意識も、今後の工夫次第ではまだまだ変わっていく余地があるように思っております。

冒頭で大臣が発言されていらっしゃったと思いますけれども、親検討会の取りまとめでは、デジタル時代の放送として、取材それから編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、そして社会の基本情報の共有、それから多様な価値観に対する相互理解の促進というのが放送の価値だということが示されております。ですので、自分が知りたいかどうかにかかわらず、知っておいたほうがよい情報に触れることのできる情報源や視聴スタイルというのが放送にはありまして、それこそが放送の公共的な価値だと私は思っております。

それを前提として、4点ほど、このワーキンググループへの期待を申し上げたいと思っております。

まず、1点目は、親検討会の取りまとめのときに申し上げたことの繰り返しなんですけれども、ネット

配信について、公共放送と民放の位置づけが、視聴者の時間を奪い合う競争関係と捉えるのではなく、情報空間を支える社会インフラとして相互補完関係にあるものと捉える必要があると思っております。

そして2点目は、NHKのネット業務の位置づけについて、必須業務なのか任意業務なのかという大ざっぱな議論はそろそろ卒業するべきだと思っております。ですので、長期的にNHKが取り組むビジョンというのを考えるための制度的枠組みを検討するべきだと思います。

3点目は、具体的にはNHKがインターネット活用業務に十分な投資を行って先導的に取り組み、そこで得られた知見を民放にも共有することで、民放にも意義を感じてもらうことが必要だと思っております。そのために、公共放送と民間放送はネット利用者からアクセスしやすい共通の番組表などのプラットフォームを作成していくことが必要だと思っております。

最後に論点案につきましては、項目はこのとおりでよいと思っております、まさにこの順番に検討していくことが大切だと思っております。まず役割を検討し、役割を果たすための制度をデザインし、受信料の使い道を定義するというので、受信料の担い手議論というのはまだまだ早いのではないかと感想を持っております。

【落合構成員】

本日もいろいろ御説明いただきまして、現状がよく分かりました。私のほうからも、資料1-5のそれぞれの検討の事項についてコメントをさせていただきたいと思っております。

まず、インターネット時代における公共放送の役割ということですが、やはり公共放送の役割としては、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与することにあります。これを究極的な目的とすることに、変わりがないのだろうと思っております。ほかの発信手段が通信の分野でできてきているとはいえ、組織的な取材、経験に裏打ちされた信頼性のある情報発信は重要と思っておりますし、インターネットにおけるアテンション・エコノミーが広がる中では、必ずしも収益につながらないが大事な価値を持つ情報をしっかり発信していくが大事であり、この重要性はより高まる部分もあるのではないかと思っております。

2点目として、NHKのインターネット活用業務の在り方についてです。こちらについては、これまでNHKのインターネット業務というのは任意業務としての補完業務であったということで、金額的な制限はあったものの、NHKが比較的自由に行うことができていた、ということだと思います。

一方で、必須業務、本来業務というふうにしていくということで、NHKと民放、もしくは新聞業界との競争で、何をしてもよいのか悪いのかということをしっかり議論することは重要と思っております。

そういった際に、放送法が昭和25年の国会審議で制定した際も、そもそも公共的な放送事業者というもの、個人の創造と工夫による自由闊達な放送文化を建設、高揚する自由な事業としての文化放送

企業体であるNHKと、民間放送局というものが、お互いが欠点を補って、放送により国民が十分に福祉を享受できるように図ることが求められております。民間放送局が適切に業務を行えること自体もやはり二元体制の基として非常に重要なことだと思っております。そういった意味では、やはりNHKの三位一体改革を確実に実施しながら、民間放送事業者が適切に業務を行っていきける環境を残していくということ自体も、やはり重要と思っております。

また、ネット配信において重要な業務としては、規制改革推進会議でも、アーカイブスの提供、これらの教育利用などについて触れさせていただいておりましたことや、ニュースや防災といったような公共性の高い情報については、よりしっかりと議論していくことが重要ではないかと考えております。

また、国際放送については、特に民間放送局との競合ということも考えにくい部分もあるのではないかと思いますので、こういった部分も積極的に考えていく価値はあると思います。

第3点として、民間放送局への協力の在り方についてですが、8月5日の親会報告書にもございますが、NHKがインターネット活用業務を先導的に取り組んだという技術的な知見を民放に共有するという事は非常に有意義であろうと思います。また、報告書の議論の中にもありましたが、やはりインフラ・シェアリングといったような部分もありますし、その中でNHK、民間放送事業者をはじめとする関係事業者で具体的な検討・協議を進めていくと議論しておりましたので、技術面に限らず、現実に存在する民間放送局側の課題解決に向けて、民間放送局から求められる範囲において、手段を限定せず協力していくことが重要だろうと思います。

今後、その観点では、民放連に現在の課題、NHKに今後の対応の方向性について、それぞれ説明をお願いするべきかと思っております。

また、NHKの実証実験の知見というのも非常によい実験をされていたと思いますが、これも民放に共有していただくのは有用かと思えます。

最後に受信料制度についてでございますが、パソコンとかスマートフォンなど、インターネットに接続する機器を保有しているだけで受信料を支払う仕組みにはすべきではないと考えます。これは早めに結論を出して議論を進めていくということで、適切な議論が進むのではないかと考えております。

直近の最高裁判決を踏まえ、受信し得る環境にある者に広く公平に負担を求めていくものが受信料であると認識しておりますが、ネット配信というのは現状、部分的であり、放送全部を見るものと同等の負担を課するのがよいのかということもございます。また、旧来型のテレビについてはほかの利用用途が――最近のテレビは違う部分もありますが、少なくとも当初、放送法ができて昭和、平成の中期ぐらいまでは利用用途が放送受信に限られていた一方で、スマートフォンやPCなどは必ずしもネット配信を見るためだけのものではないことが明らかであることもありますので、保持者をもって視聴者と捉えてよいかについても難しい問題があると思っております。

【穴戸構成員】

私からは3点を申し上げたいと思います。

第1に、論点の2について、同時配信の本来業務化でございます。ジャーナリズムに裏づけられた公共的な動画配信が日本で遅れた結果、健全なデジタル社会に必要な情報空間に若い世代を含む人々が参加できなかったり、偽情報が流布されたり、その場が海外サービスに左右されたりするといった事態が危惧される状態だと私は思っております。

本来業務化によりNHKに先導的な役割を果たさせることで、民間放送も含めて公共的な情報が適切にネットに供給され、健全な世論が形成されることを、デジタル社会の基本政策として確保することが必要であると私は思っております。

このことは、総務省が参加した「未来のインターネットに関する宣言」や、G7エルマウ・サミットで採択された「強靱な民主主義声明」の実現に資するものでもないと私は考えております。

第2に、先ほど大臣からも御言及がありました三位一体改革です。

私はあの議論に関わっていて、その狙いというのは、受信者共同体の御負担で、デジタル社会における公共メディアの役割としてふさわしい、やるべきことはやる、やる必要のないことはやめていくと、そういう組織にしていくことだと理解をしております。

この(4)を見ると、いわゆるネット受信料とかの議論を思う人がいて、燃えそうな気もするのですけれども、私はそもそもネットに接続している機器を持っていれば負担しろとか、およそ全世帯に負担を求めるような議論は、現時点でやるべきではないと考えております。NHKが改正放送法で認められた手段も含めて、自らの努力で理解を得て受信料を得る。また、テレビ的に端末を利用するという方から合理的なフィーを得る。

それで、(3)にも関わりますけれども、民間放送事業者の方に、NHKがその基盤の下で協力する。そのことによって全体として公共的な情報が供給されるというのであれば、あたかもNHK一本足打法のようなネット受信料議論というのは、日本で必要ないものと思っております。

第3に、公共放送の役割等に関わるところでございますが、NHKがデジタル社会で必要な役割を自ら具体化して実施するためにも、経営委員会のガバナンスを含む、NHKのガバナンス改革が必要であるとと考えております。

最近公表されたEUのメディア自由法案、メディア・フリーダム・アクトは、公共サービスメディアについて、ジャーナリズムの独立性を確保するために、適正で安定的な財源を確保すること。トップとガバナンスボードが、透明で公開で差別なく任命されるということ。情報と意見の多様性が供給されること。当たり前のことを、公共サービスメディアについてEU内で確認するという規定を含むようにつくられ

ると承知をしております。このような当たり前の内容ですが、しかし同時に重い責任と判断に耐えるガバナンス改革が、経営委員会を含めてNHKで進んでいるのか、この場で御報告をいただき検証する必要があると思っております。

また、そもそもアテンション・エコノミーと闘うため、健全なネット空間をつくるためにNHKのデータ配信が必要だという話なわけですから、NHKが同じレベルで競争に巻き込まれるのではなく、人々が多様な考えにどれほど触れたか、それで行動変容や価値の変容が起きたかということに、その指標として力点が置かれるべきだと、NHKの役割として重視されるべきだと考えております。さらに、NHKの活動が健全な世論形成を妨げないためにも、メディアの多元性を損なっていないか、適切な競争評価が必要であろうと思います。

こうした点について、抽象的にではなく具体的に、他のメディアから御指摘をいただくということが必要だと思いますし、そういったことを踏まえて、マルチステークホルダープロセスで、NHKの活動が適正な範囲に収まっているかを継続的に評価し、不断の改革ができるガバナンスを構築するといった議論が、この場で必要ではないかと思っております。

【瀧構成員】

内容への感想としては、やはりコロナ禍で家にいる時間が増えた中で、とはいえテレビの視聴時間が下がっているということの危機意識は非常に高いものかなと思いましたが、まさに宍戸先生にもいただきましたけど、ちゃんと健全な報道に向けた投資というのが、特にテレビを見て新聞を取っていた人たちがどんどん減っていますという中で、非常にやっぱり危機感が高いというので、昨年からの議論の延長線で、この話の重さを感じた次第でございます。

私からは3点ございます。まず受信料の制度については、既に皆様も触れられているところですが、タブレット端末やスマホを持っているからといって義務化をするというのは、一言で言うと現実的ではない考え方かと思えますし、例えば古いスマホがたくさん家にある人とかいると思うんですけど、そういう場合にも納得性というハードルがもう非常に高くなり過ぎてしまうものだと思いますので、この持っただけで義務化するという議論は、今、外に置いて考えるべきなのかなとまず思っております。

2点目ですけれども、よくこの議論というのはテレビ対インターネットという形で、どうしても比較軸というよりは対立軸で話されがちではありますが、実際には、インターネットというのはコンテキストをもっと検索することができるとか、あるいはテレビを見ながらクロスで検索しているとか、いろいろな複合的な使われ方がされているという認識も改めて大事だと思っております。どうしても棒グラフだと、反目するもののように捉えられがちですけれども、掛け算で使われるものでもあるのだと思っております。

とはいえ、インターネットというのはどうしても確証バイアスが強かったりとか、ディスインフォメーションが増幅されがちという認識は当然あると思うんですけども、例えば最近ちょっとお聞きしたのは、NHKさんの中でもセレンディピティ・アルゴリズム、要は偶然の出会いとかを逆に科学されている方もいるというふうにも聞いておりますし、こういったものが、今、判明しているインターネットの欠点を克服する方向にも期待を持つべきとも思っておりますので、そういうところに目が行くようなこともしていければと思っております。

3点目でございますけれども、よくこのような「良質な」とか「公共的な」価値というのは、ディスインフォメーションがないという形で定義することはもちろんできると思うんです。要はマイナスをなくしたいとか、マイナスは通報できるとか、そういう形での評価というのは割と想像が及びやすいところですけども、良質な状況とは何かというのを、やはりある程度はメディアに関わる方々の矜持と申しますか、やっぱり風習に委ねられるようなところがあると思うんです。そういったものの価値を積極的に、財源や経済的な資源が減っていく中で捉えていく必要があるのだと思っております。

私は仕事上、広報の仕事もすることが多いのですが、一部の取材では、取りたいコメントを決めて来られて、大体「業界が危ない」とか「リスクがある」みたいな、そういう表現をするまでは帰ってくれないみたいなことがあったりするとき、これって報道なんだろうかと思うことがたまにあります。ちゃんと報道をされている方々とそうでない方々の間で結構違うなど、ジャーナリズムを受ける側というか、取材を受ける場としてたまに感じる場所があります。報道がフェアにされているということ、何らかの形でちゃんとみんなが納得できるような状況をつくること自体が、恐らく公共的な価値なんだと思っております。

減りゆく経済的な資源の中で、こういったものを確保していくということが非常に重要な公共的価値だと思っておりますし、そういうところを本来業務の延長の中でちゃんと捉えていければというふうに思っている次第です。

【長田構成員】

私は素人の一般的な受信者の立場からの発言になってしまいますけれども、一つだけ、ちょっと感想のようなこととなりますけれども、この放送コンテンツのマルチユースというような考え方で、地デジ化のときに既に検討がされています。2011年に地デジが全部完了していますので、それよりもっと前の話で、優秀な放送コンテンツをインターネットを通してマルチユースを進めて国際競争力を得るという検討が、総務省情報通信審議会で行われていましたけれども、なかなかその時代は、ネットの放送に収益性はまだないとか、仕組みにいろいろお金がかかるけど誰が負担するんだとか、権利処理の問題とか、NHKさんも民放さんもそれぞれの課題をおっしゃっていました。

ただ、今もうこれだけ時代が移ってきている中で、1人1台のテレビはないけれども、1人1台のスマホがあるという状態の中で、自分と常に一緒にいるもののところで放送を見たい。それも同時放送以外の形でもいろいろ選択ができるというような形で見たいというのは、もう本当に時代の動きだと思いますので、これは本来業務としてきちんとガバナンスを効かせながら見ていくものだろうと思いますし、そこで得られた知見は民放さんとも共有していただいて、進めるべきではないかなというふうには考えています。

ただ、先生方のお話を伺っていても、総務省の説明を聞いていてもなかなか難しく、国民がみんなすっと理解できるかというところはあると思いますので、できるだけかみ砕いて、こういう検討をしているんだということは早い段階から発信していただきたいなと思っています。

皆さんもおっしゃっていましたが、受信料の負担のところですが、スマホを持っているから受信料を負担してくださいねなんていう、そういうのは全然問題外だと思っていますけれども、そういう検討をする場ではないということは早い段階で確認をしていただくのがいいのではないかと思います。

【林構成員】

インターネット活用業務のあり方につきましては、私自身、競争法の観点から、この論点を長年見て参りましたので、本ワーキングの議論に参加させていただけるのは、たいへんありがたいと思っております。私からは3点、申し上げたいと存じます。

1つ目は、構成員の先生方から、さきほど御発言がございましたように、私も、テレビを持っていない方への対応として、スマホなどのインターネットに接続する機器を保有しているだけで受信料を支払わないといけないという、いわゆる「ネット受信料」と呼ばれる仕組みを採用することは、現実的ではなく、適当ではない、と思っております。ただ、スマホのアプリをインストールするなど自らNHKを受信できる環境を整えようとする視聴者さんにつきましては、ある意味積極的に受信に関与しようとしているわけですから、これを受信料契約の対象とするかどうかについては、最終的な結論をどうするかはともかくとして、少なくともこのワーキングで、議論自体はしていても良いのではないかと、思っております。

2つ目は、NHKのインターネット活用業務のあり方については、これを、「本来業務化」は是か非か」といった「二項対立的図式」で、これを議論するのは、問題を矮小化するものであって、適切ではないと存じます。新聞社や民放事業者さんが懸念するような、活用業務の肥大化が、いわゆる「民業圧迫」につながり、公正競争の観点からは問題であるというご指摘は、ごもっともですが、ただ、十把一絡げに競争への悪影響を言うだけでは議論が進まないのので、ここは競争法のロジックを援用して、具体的に、どのよ

うな「市場」において、どのような「競争阻害のおそれ」が生じるかという、「市場の画定」と「競争阻害効果の識別」というプロセスを経て、個別具体的に分析するのが議論を前に進める第一歩ではないかと思います。もちろん、個別の市場の分析について、総務省が細かにチェックすることは難しいですし、そうすること自体そもそも、適切ではありませんので、そこはそれぞれ、協会の最高意思決定機関である経営委員会が、最終的にしっかりと自らチェックするようなガバナンスの仕組みが必要だろうと思います。本ワーキングでは、その前提として、そういった仕組みのベースをなす基本的なルール作りを議論する必要があると思っております。欧州ではインターネット活用業務も公共放送の本来業務となっておりますが、ただ、オールフリーではもちろんなくて、公正競争の観点から、公共放送のbehavior についてのルールづくりもされておりますので、事務局におかれては、今後折に触れて、この点に関する海外の実態も紹介していただければありがたいと思っております。

最後に、3つ目ですが、さきほどの二つ目の議論と関係しますが、もしインターネット活用業務を「本来業務化」の方向で進めるにしても、さきほど申し上げたように、競争への具体的な悪影響が生じそうな市場は、「本来業務化」から外す、あるいはその実施時期を遅らせるというように、「段階的な手法」を採用すべきと思います。インターネット活用業務と一口にいても、視聴者向けのB to C分野もあれば、事業者向けのB to B to C分野もあり、前者と後者では競争状況はかなり異なっています。放送法の立て付けで言うと20条2項の2号がB to C向け、3号がB to B to C分野ということになるかと存じます。私がさきほど競争への影響を個別具体的に見ていかないといけないと申ししたのは、ここでいうB to B to C分野での活用業務です。まさにこの分野は、事業者間競争が問題になりますので、民業圧迫にならないような競争分析が必要になってくるだろうと思います。これに対して、B to C向けはそういった懸念はあまりありませんので、これを本来業務に移行することが適当な分野と位置付ける、といった整理もありうると思っております。

私からは以上です。

【山本主査代理】

私からは簡単に3点申し上げたいと思います。

第1は、資料1-5の(1)にあります公共放送の役割とインターネット時代における公共放送の役割で、これが議論の出発点といいますか、基礎として非常に重要であるということはこれまでの指摘のとおりかと思えます。ジャーナリズムに基づく編集メディアとしての公共放送が、インターネットを使って、インターネット空間に今欠けている情報の提供について、どのような役割を果たしていくかということを確認する必要があると思えます。親会でNHKの実証実験について報告がありましたけれども、非常に興味深く拝見しました。これなどが議論の素材になると思えます。

第2点は、逆に民業圧迫になるのではないかという点です。今、林構成員が指摘されましたけれども、具体的にこういうことをやると民業圧迫になるということを明らかにする必要があると思います。ともすると抽象論のレベルでそう言われてきたと感じますが、ぜひ具体的に示して、議論を進めていく必要があると思います。

3点目は規制の在り方に関することですけれども、先ほど、第3回で諸外国の事例などの紹介をしていただけるとい話がございました。放送空間という点で言うと日本に特有の事情もあるわけですが、インターネット空間という点で言えば、かなり海外と共通した問題状況にありますし、海外でいろいろな制度が設けられ、実際に運用され、制度の改革も行われていますので、そういったことを参考にする必要があると思います。

また、日本で今後、規制の在り方、制度づくりを考える際にも、徐々に進めながら検討していくという必要があると思います。その意味では、画一的に決め切る規制は避けるべきだろうと思いますし、受信料制度の在り方に関しても、先ほど来議論がありますけれども、ネットを受信できる環境にあれば受信料を払うという制度をいきなり考えるのは、難しいという感じがしております。

【内山構成員】

既にどこかで出ていたような気がするんですけども、例えばイギリスでも既にこういった放送改革の議論は行われていて、その中の1つのワードに、パブリックサービス・ブロードキャスティングからパブリックサービス・メディアへのコンセプトの転換ということが一つ話題としてあると思います。

この議論を、狭義の放送事業者がインターネット領域に事業ドメインを拡張するという点の、その程度や是非を審議しましょうという点においては、まさしく「メディア」という観点で捉えるということが必要なのかなというふうに理解をしております。

その「メディア」としての要件というのはあると思っていて、私は経済学の人なので、ディマンドとサプライサイドに分けて考えたいのですが、ディマンド側と言うならば、間違いなく国民がどういうことをそのメディアに期待するかということが問われることになると思いますし、それは恐らくこれから様々な調査データや、あるいは法律系の先生方がたくさん述べられるのかなというような期待感を持っております。

私の関心はどちらかというとサプライサイドにあり、サプライサイドの要件として2つあると思っていて、1つ目は、メディアとしてどんな意思を持って行動するかという、その意思の部分です。これはもちろん、媒体ごとにいろんな意思があっていると思いますけれども、じゃあNHKはどういう意思を持って行動するのかという、そこが1つ目です。

2つ目の要件は、その意思に基づいてどういう能力があるのかといったところです。言うまでもなく、

この領域は当然、取材をして撮影をして編集をしてという、そういう専門領域があります。言うまでもなく、人間は全知全能じゃありませんので、情報の切取りが行われて編集というのが行われていくということが、人間の限界としてあります。そこではいろんな色がつきます。その色のつけ方が、やっぱりプロの矜持を示すもの、あるいは1番目に言った意思を示すものでなければいけないと考えますし、それがあるかどうかということがやはり要件の能力の1つ目としてあると思います。

2つ目は、そのつくった情報をどうやって届けるかというほうの、アウトリーチであるとか普及率だとか、この辺の能力というのが2つ目の能力としてあるように思います。

資料1-5にあるような様々な論点というのは、実は今お話したようなことが伏線にあって、それがところどころでぽこぽこ頭をもたげてきている感じがいたします。もちろん、環境変化を捉えながら議論をしていくということになると思いますけれども、次回、少しお時間をいただけるようですので、その中でまたちょっとお話をさせていただけるとありがたく思います。

【曾我部構成員】※事務局代読

資料1-2の3ページに簡潔にまとめられているように、今日の情報空間には様々な課題が顕在化しつつあります。かつては、思想の自由市場論のもと、国家が情報空間に介入することには否定的な評価がなされていたわけですが、今日ではこの自由市場論の前提のフィクション性があらわになり、国家が情報空間の環境整備のために一定の役割を果たすべきだと考えられます。

情報空間の環境整備に関する論点は、本来は新聞業界の支援なども含めて幅広いものが考えられますが、直近では、伝統的かつ例外的に情報空間の環境整備のための国の政策が展開されてきた放送制度改革が重要な意味をもちます。とりわけ、純然たる放送制度の所産である公共放送に関する議論はその中核を占めるでしょう。

生命・身体・健康の維持のための情報や、個人の自律的な生き方を考えるための情報、社会や経済、政治など公共にかかわる情報など、国民全体が共有すべき基本的情報を、信頼性をもって、かつアテンション・エコノミーの虜にならない形で提供できるのが公共放送の強みですが、テレビ保有率が低下傾向にあり、放送の視聴習慣が失われつつあるなか、公共放送のもたらず便益を放送を見ない層にもどのような形で提供していくかは、情報空間の環境整備に関する議論のなかでも重要な論点となります。

他方、公共放送の活動領域を広く認めることによってメディア間の競争が阻害され、全体として情報空間の環境の改善につながらなかつたりむしろ悪化してしまつたりすることは避けなければならず、全体として何が最適なのかを考慮しつつ、公共放送の活動領域やその規律、費用負担のあり方を、拙速にならない形で検討していく必要があると考えます。

【三友座長】

ありがとうございました。2点、私から申し上げたいと思います。

1つは、これからの議論を業界の問題として矮小化してはいけないということだと思えます。重要なのは、時代の変化の中にあって、メディアから情報を受ける国民にとって、より多様で、そして普段の生活のみならず災害時の非常時等、様々な意味で役に立つプログラムが提供されることであると考えます。国民の受益の中身がよりリッチになるように必要なことは何か、議論を尽くすべきと考えております。

2点目は、費用負担の在り方について、既に多くの方から御意見いただいておりますけれども、今後丁寧に議論を尽くすべきだと考えておりますが、受益者負担という原則に立つならば、受益をする者が平等な負担感を持つことが肝要かと思えます。

本日意見交換の中で、複数の委員から、パソコンやスマホなどインターネットへ接続する機器を保有しているだけでNHKのインターネット配信を受信しない方にまで費用の負担を求めるべきではないという御意見がございました。私も同感でございます。

他方、放送を受信できるテレビを持たない方々であっても、パソコンやスマートフォンにソフトをインストールするなどして、自らNHKを受信できる環境を用意している方々に対する費用負担の在り方については、私は議論していく必要があると思っております。

いずれにしても、皆様の御意見をしっかりと受け止めて、インターネット活用業務の財源の在り方を含めて、今後のワーキンググループにおいて丁寧に議論をしてみたいと思います。

最後に、大臣からもし何か一言ございましたらお願いできますでしょうか。

【寺田総務大臣】

第1回目のワーキンググループに当たり、それぞれ貴重な御意見をありがとうございます。また、野村総研の松下さんからも、1万人のアンケートということで、近時のメディア行動をクロノジカルに御説明をいただいたと思っております。

この調査の有効回答者が1万人ということは、母数はもっと多いのだと思えます。何人の母数に対して1万人の有効回答を得たのかという、その母数を御教示ください。

また、この調査は無作為抽出ということですが、都市部と地方において有意な差があるのか、どのメディアを利用するかにおいて都市部と地方において有意な差があるのか。

また、これはちょっと質問項目にないので難しいかもしれませんが、先般も台風14号がありましたが、災害時にこの公共放送としてのNHKが、どれだけ通常時と比べて多く視聴されているのか。あるいは、オリンピック報道をリアルタイムでネットで見た人、あるいはNHK、その他民放で見た人が、通常時と比べてどれだけの利用があったのか。

もしこれらの点が多少なりとも分かるようでしたら、御提供いただければ幸いです。

(9) 閉会

事務局から、第2回会合は10月17日(月)13時~15時、オンラインでの開催を予定している旨連絡があった。

(以上)